

遺伝資源に関連する伝統的知識及びその利用の捉え方について

1. 「遺伝資源に関連する伝統的知識」について

(1) 「遺伝資源に関連する伝統的知識」の概念

- ・条約及び議定書では、「遺伝資源に関連する伝統的知識」の定義はないが、議定書第7条の措置の対象は、「遺伝資源に関連する伝統的な知識であって原住民の社会及び地域社会（以下、「原住民等社会」という。）が有するもの」。
- ・条約及び議定書の前文からその趣旨を踏まえると、原住民等社会においてその伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識であって、遺伝資源と何らかの関連性を有するもの。例えば、ある原住民等社会において、昔から風習として伝わってきた地域に生育する植物の薬効に関する知識。

(2) 名古屋議定書の対象とする伝統的知識（公知及び非公知）に関する交渉経緯

- ・交渉過程では、公的に利用可能な（publicly available）伝統的知識の利用者に対して、その正当な保有者への利益配分を奨励等する旨の条文案が議論された。当該条文案については、主として途上国が賛同する立場をとる一方で、EU が世界知的所有機関（WIPO）の遺伝資源等に関する政府間委員会（IGC）で扱うべき問題と反対する等し、合意に至らず、最終的には当該論点に係る条文は議定書に盛り込まれなかった。

（参考）公知とは、不特定の者にその内容が知られていること。WIPO 用語集（WIPO/GRTKF/IC/19/INF/8, 2011）では、「publicly available」は、その伝統的知識が公的に利用可能な状態であっても、それを有する者の事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件の締結が必要である可能性があることを含む概念であるとしている。一方「public domain」については、その利用に関して法的制限がない状況と考えられるとしている。

2. 「原住民等社会が有する」ことについて

(1) 「原住民等社会」の概念

- ・条約及び議定書には、「原住民等社会」の定義はない。
- ・条約第8条(j)では、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会」と規定。
- ・条約の前文では、「伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること（中略）を認識し」と記述。
- ・議定書の前文では、「遺伝資源と伝統的な知識との間の相互関係、原住民の社会及び地域社会にとってそれらが不可分であるという性質、並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため並びにこれらの社会の持続可能な生存のために伝統的な知識が有する重要性に留意し」と記述。
- ・条約及び議定書の前文からその趣旨を踏まえ、また、一般的な意味内容に鑑みると、ある国において現在も生物資源に緊密に依存した伝統的な生活様式を有し、同じ国民の中でも他の人々と種族、宗教又は言語を異にする人々であって、歴史的、社会的又は文化的観点から他の集団と明確に区別でき、かつ、その国の領域内にもとから住んでいるものが属する社会を意味するものと考えられる。

(2) 「原住民等社会が有する」ことについて

- ・ 議定書第7条では、遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供について、「国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識を有する原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び参加を得て取得すること、及び相互に合意する条件を設定すること」と規定。
- ・ 一般的な意味内容に鑑みると、原住民等社会が有する遺伝資源に関連する伝統的な知識の検討には当該社会の特定等が前提と考えられる。

3. 「遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用」の概念

- ・ 条約及び議定書には、「遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用」の定義はない。
- ・ 遺伝資源の利用に関連して原住民等社会の有する伝統的な知識を利用することと考えられるのではないか。
- ・ 例えば、遺伝資源の探索の際に、特定の遺伝資源の存在を原住民等社会から聞き取り・案内等により知得することや、動植物等の探索・収集、研究開発等を行うに当たり、前もって原住民等社会から当該動植物等について一般的には知られていない伝統的な食習慣や薬用法を聞き取ること等が考えられる。

4. 第7条及び第5条5の実施に係る論点

「伝統的な知識」の捉え方

- ・ 国内 PIC 制度において措置を検討する場合には、「伝統的な知識」を定義する必要があるが、条約及び議定書では「伝統的な知識」は定義されず、WIPO では議論が継続中である。こうした状況下において、国内 PIC 制度において定義することは合理的か。

「公知」「非公知」の伝統的な知識の扱い

- ・ 我が国の遺伝資源に関連した伝統的な知識の利用の現状は、文献等で取得可能な公知の伝統的な知識の利用に限定されている可能性が高いのではないか。
- ・ 国内 PIC 制度において措置を検討する場合には、公的に利用可能な (publicly available) 伝統的な知識に係る名古屋議定書に至る交渉経緯等を踏まえ、公的に利用可能な (publicly available) 概念を含めて公知の伝統的な知識は適用対象外とし、非公知であって、それを有する原住民等社会から新たに取得するものを対象とすることが合理的ではないか。

遺伝資源に関連する伝統的な知識を有する「原住民等社会」の捉え方

- ・ 国内 PIC 制度において措置を検討する場合には、「原住民等社会」の定義が必要であるが、条約及び議定書の前文の趣旨に沿う「原住民等社会」は2(1)の概念のような社会を意味するのだとすると、これに基づく遺伝資源に関連する伝統的な知識を有する「原住民等社会」を国内で確認することができるのか。
- ・ 国内 PIC 制度において措置を検討する場合には、伝統的な知識の取得に関する事前の情報に基づく同意等を得て取得されるよう措置を講じ、相互に同意する条件を設定するための主体を特定することが必要となるが、上記を踏まえると、制度の運用上の、実現性、実効性を確保することができるのか。